

見積依頼公告

令和8年2月24日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之

下記のとおり見積合わせに付します。

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名
令和8年度事務用消耗品類調達（理想科学工業製輪転機用消耗品）に係る単価契約
- (2) 調達件名の仕様等
仕様書による
- (3) 履行期限
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書による

2 見積に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和7・8・9年度 厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のB、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 官庁(国のすべての機関)及び地方公共団体から指名停止、一般競争入札等参加資格停止又は取引停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 労働保険の加入義務があるにもかかわらず加入していない者でないこと。
- (4) 労働保険料を滞納していない者であること。

3 仕様書等の交付場所、見積書提出場所及び問い合わせ先

和歌山労働局総務部総務課会計第一係
和歌山市黒田二丁目3番3号 栗川
電話 073-488-1100／FAX 073-475-0112
メールアドレス kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp

4 仕様書等の交付期間

公告日から令和8年3月13日（金）まで
開庁日の9時00分～12時00分・13時00分～17時00分
なお、仕様書等の交付を希望する者は、その旨を連絡すること。

5 見積書提出期限

令和8年3月16日（月） 12時00分

6 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の見積書及び見積合わせに関する条件に違反した見積書は無効とする。

7 その他

詳細については、仕様書等による。

見積もり合わせ説明書

- 1 見積もり合わせに付する事項等
 - (1) 件 名 令和8年度事務用消耗品類調達
(理想科学工業製輪転機用消耗品)に係る単価契約
 - (2) 調達品目等詳細 仕様書による。
 - (3) 見積書提出期日 令和8年3月16日(月)12:00
 - (4) 見積書記載金額 本件は、納入及び諸手続等の一切の費用を含む総価とします。
なお、消費税の金額も別途記載することとし、当該消費税等の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。
- 2 見積書作成に当たっての留意事項
 - (1) 宛先は「支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長」としてください。
(ただし、請求書においては「官署支出官 和歌山労働局長」とします。)
 - (2) 住所、商号又は名称、代表者職氏名の記載が必要です。
(記載がないものは無効となりますので、ご注意ください。)
- 3 見積書提出方法
下記の提出先へ持参、郵送又はメールで提出してください。
ただし、郵送またはメールによる場合、提出期限を過ぎて到着したものは無効とします。
- 4 見積書の無効
見積書で次の各号の一に該当するものは無効とします。
 - (1) 記名のない見積書
 - (2) 内容が判然としない見積書
 - (3) 見積金額を加除訂正した見積書
 - (4) 見積の積算に誤りがある見積書
- 5 落札者の決定
 - (1) 予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とします。
 - (2) 落札となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- 6 契約書及び請書の作成
契約書の作成を必要とします。
- 7 その他必要な事項
 - (1) 本件に係る見積書提出に関しての費用については、すべて見積書提出者の負担としますので、予めご了承願います。
 - (2) 見積書提出者は、見積書提出後この説明書、仕様書等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 8 見積書の提出先及び問い合わせ先
〒640-8581
和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3階
和歌山労働局総務部総務課 栗川
電話番号 073-488-1100 / F A X 番号 073-475-0112
メール kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp

仕 様 書

1 件 名

令和8年度事務用消耗品類調達（理想科学工業製輪転機用消耗品）に係る単価契約

2 調達品目及び予定数量

別紙1「調達品目及び予定数量一覧」のとおり。

予定数量は、あくまでも予定であるため増減については了承すること。

3 納入場所

和歌山労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所及び各出先機関。

詳細については、別紙2「和歌山労働局施設所在地一覧表」のとおり。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 発注方法

（1）和歌山労働局総務部総務課会計第一係から落札業者あて、年12回（毎月上旬）、調達品目に上記3の各官署ごとの発注数量を記載した電子データをインターネットメールで送信することにより発注を行う。

（2）なお、発注については原則年12回とするが、都合により臨時に発注を行う場合があるので了承すること。

6 納品方法

（1）上記5により発注した数量を、別途指示する納入期限（概ね毎月20日前後）までに、落札業者から各官署へ直接納品すること。

なお、和歌山労働局分については、以下の各階ごとに分けて別途指示する保管場所へ納品すること。

和歌山労働総合庁舎分各階：2階（監督課・賃金室・健康安全課・労災補償課）、

3階（総務課）、4階（労働保険徴収室、雇用環境・均等室）、

5階（職業安定部）

（2）郵送による納品も可能とするが、出来る限り上記同様、落札業者において検品を済ませた上で、落札業者から各官署あて直接郵送すること。

なお、郵送事故による調達品目の破損等は落札業者の負担により新品に取り替えること。

（3）納品の際、各官署ごとに納品日、納品数量等を明記した納品書を交付すること。

7 留意事項

（1）契約締結後、調達品目が製造中止等により提供できなくなる場合は、当方に通知し承認を得た上で、後継商品もしくは同等以上の商品を同一の契約単価で提供すること。

（2）①本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3

号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することは認めないものとする。

②本契約の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託に係る承認書を提出し、承認を受けること。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合は省略することができる。

③再委託した業務に伴う第三者の行為については、すべて責任を負うこと。

④再委託を行うときは、本契約を遵守するために必要な事項について契約書を準用して再委託の相手方と契約を締結すること。

⑤再委託に関する内容に変更が生じた場合は、再委託に係る変更承認申請書を提出し、承認を受けること。ただし、②のただし書に該当する場合は除く。

⑥再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を提出すること。

8 代金の請求及び支払い方法

(1) 毎月ごとの納品数量を取りまとめの上、別途指示する方法により請求書を作成し、「官署支出官 和歌山労働局長」あて請求すること。

(2) 支払いは適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

調達品目及び予定数量一覧

別紙 1

No.	品目番号	区分		品目	指定品（新仕様等）			指定商品		請求単位	予定数量
1	4	印刷		リソグ [®] ラフマスター	SF635 II, SF635	1箱2本入	新宮所, 田辺所, 湯浅所, 橋本所	理想科学工業	RISOマスターF II タイプ [®] AS	箱	10
2	4	印刷		リソグ [®] ラフインク	SF635 II, SF635	ブラック 1箱2本入	新宮所, 田辺所, 湯浅所, 橋本所	理想科学工業	RISOインクF II タイプ [®]	箱	51

※契約締結後、調達品目が製造中止等により提供できなくなる場合は、当方に通知し承認を得た上で、後継商品もしくは同等以上の商品を同一の契約単価で提供すること。

整理 番号	官 署 名	住 所
1	和歌山労働局総務部総務課	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3階
2	和歌山労働基準監督署	〒640-8582 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎1階
3	御坊労働基準監督署	〒644-0011 御坊市湯川町財部1132
4	橋本労働基準監督署	〒648-0072 橋本市東家六丁目9番2号
5	田辺労働基準監督署	〒646-8511 田辺市明洋二丁目24番1号
6	新宮労働基準監督署	〒647-0033 新宮市清水元一丁目2番9号
7	和歌山公共職業安定所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目4-7
8	岩出職業紹介窓口 (ワークプラザ紀ノ川)	〒649-6216 岩出市野上野97
9	ハローワークサロンほんまち	〒640-8033 和歌山市本町1丁目22番
10	紀の川市ふるさとハローワーク (ワークサロン貴志川)	〒640-0411 紀の川市貴志川町前田142
11	地域共同就職支援センター (ワークプラザ河北)	〒640-8403 和歌山市北島37-5
12	新宮公共職業安定所	〒647-0044 新宮市神倉4丁目2番4号
13	新宮公共職業安定所 串本出張所	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2000の9
14	田辺公共職業安定所	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24の6
15	御坊公共職業安定所	〒644-0011 御坊市湯川町財部943
16	湯浅公共職業安定所	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2430の81
17	海南公共職業安定所	〒642-0001 海南市船尾186の85
18	橋本公共職業安定所	〒648-0072 橋本市東家5丁目2番2号

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

（住 所）

（名 称）

（代表者）

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所 在 地

事業所名

代表者名

※別紙「役員等名簿」を添付すること。

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

契約書

支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長 ○○（以下「甲」という。）と株式会社 ●● 代表取締役 ●●（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和８年度事務用消耗品調達（理想科学工業製輪転機用消耗品）に係る単価契約

契約金額 本件は物品毎の単価契約とし、規格及び仕様は別紙１のとおりとする。
（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。）

契約保証金 免 除

（信義誠実の原則）

第１条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第２条 現品の納入場所等は、次のとおりとする。

納入場所 別紙２のとおりとする。

数量 甲から毎月の発注毎に別途指示する。（甲の都合により臨時に発注することがある。）

納入期限 上に同じ

（納品検査）

第３条 乙は、現品を納入しようとするときは、納品書とともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

２ 甲は、前項により納入の通知を受けた日から１０日以内に検査を実施するものとする。

３ 納入現品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

４ 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第４条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

２ 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

３ 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（不合格品引取）

第５条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

２ 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

（納期の有償延期）

第６条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

２ 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

（納期の無償延期）

第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第26条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定

による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

（5）前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第14条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

- 2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第15条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第21条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第27条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(再委託)

第28条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第29条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、

様式 2 の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第 30 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式 3 の履行体制図を甲に提出しなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 31 条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 32 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 19 条、第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 31 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号
支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 ○○ ⑩

乙 和歌山市●●
株式会社 ●●
代表取締役 ●● ⑩

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所
名 称
代表者名

印

再委託に係る承認変更申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

履行体制図

- 【履行体制図に記載すべき事項】
- ・各事業参加者の事業名及び住所
 - ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
 - ・各事業参加者の行う業務の範囲
 - ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇区・・・	円	
B			

